

第3号様式

令和7年度第3回船橋市自転車等駐車対策協議会会議録

(令和8年2月6日作成)

- 1 開催日時 令和8年1月29日(木曜日)午前10時から11時
- 2 開催場所 市役所9階 第1会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 小早川会長、高橋副会長、須藤委員、小関委員、天羽委員、齋藤委員、海老原委員、古橋委員、吉川委員
 - (2) 事務局 高橋都市整備部長、森内都市整備課長、指方課長補佐、本田自転車対策係長、松丸主事
 - (3) その他 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社企画総務部経営戦略ユニット齋藤チーフ、京成電鉄株式会社計画管理部鉄道企画担当白井課長補佐
- 4 欠席者 重松委員、浅岡委員、草野委員、武藤委員
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画」の改定について(公開)
- 6 傍聴者数 1人
- 7 決定事項

「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画(案)」のパブリック・コメントに対する市の考え方を説明後、委員からの意見を反映した上で計画を策定することが承認された。

8 議事

○事務局(司会)

定刻となりましたので、只今より令和7年度第3回船橋市自転車等駐車対策協議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

司会を務めます都市整備課の指方と申します。

本日は重松委員、浅岡委員、草野委員、武藤委員から欠席のご連絡をいただいております。

なお、重松委員の代わりにJR東日本千葉支社企画総務部経営戦略ユニット・チーフ齋藤紀貴様、浅岡委員の代わりに京成電鉄株式会社計画管理部鉄道企画担当課長補佐白井成典様にご出席いただいております。

初めに資料の確認をさせていただきます。

本日、お配りしました資料は、「席次表」、「委員名簿」と「来年度の予定について」です。

郵送したフラットファイルは、1「次第」、2「船橋市自転車等の駐車対策に

関する総合計画（案）」、3「パブリック・コメント意見について」、4「スケジュール」となっております。

本日の協議会ですが、委員定数13名中9名の委員の出席をいただいております。

船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第16条第2項に規定に基づき、半数以上を満たしておりますので、この会議が成立することをご報告いたします。

それでは、小早川会長、この後の議事の進行をお願い致します。

○小早川会長

それでは、議事の進行に移らせていただきます。

初めに、会議の公開・非公開に関する事項及び会議の傍聴について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（司会）

会議の公開、傍聴について説明させていただきます。

本会議は不開示情報が含まれておりませんので船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

また、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱により、発言者の氏名を記した会議録を公開することとなります。

また、この会議の開催は、市の広報紙及びホームページで事前に公表し、傍聴人の定員を5名といたしました。

本日は1名の傍聴者がいらっしゃいます。

以上でございます。

○小早川会長

では、議事に入る前に、傍聴者の方に入場していただきたいと思っております。案内をお願いします。

傍聴者の方は、静粛に傍聴していただくようお願いします。

委員の皆様には活発な意見をいただきたいと思っております。

また、円滑な会議を進めていただくよう皆様をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

まず、議事事項の、「船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）」に

ついて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（森内課長）

船橋市都市整備課の森内です。よろしくお願いいたします。

計画書案について前回からの修正点も含め、全体を通して概要をご説明させていただきます。

また、パブリック・コメントにおいてご意見をいただいておりますので併せてご報告させていただきます。

資料2の総合計画(案)をご覧ください。

本文中において赤枠で囲っている箇所は、前回から変更した部分です。

主に用語の説明を追加しています。

計画書1～3ページは総合計画の基本事項になります。

1ページの目的と背景です。本計画は自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

現計画の計画期間が本年度末までですので、これまでの放置自転車に対する取り組みを確認するとともに、より効果的・効率的に自転車等の放置防止対策を実施するため、新たな計画を策定することとしました。

4～39ページは現状と課題になります。

7ページですが、市営駐輪場の収容台数は、平成27年度40,468台が令和7年度36,850台と借地の返還や自転車規格を踏まえた収容台数の見直しにより、減少となったところが現状になります。

続いて8ページ、放置自転車台数は平成27年度4,023台が令和6年度1,160台と計画策定前の1/4に減少しました。

10～21ページは計画を策定した平成28年からの放置自転車対策の取り組みを記載しております。

16ページです。撤去自転車等の保管・処分の効率化ですが、保管場所の閉鎖と撤去自転車の関係を、表で整理し追加しました。放置自転車の撤去台数が年々減少しており、保管場所を閉鎖・縮小してきている経過をまとめております。

20ページでは、10～19ページに記載した現計画におけるこれまでの取り組みを表で整理しています。

22～36ページは市営及び民間駐輪場の利用状況調査、各種アンケートの結果となっています。

31ページの3、駐輪場の利用者アンケートの結果ですが、自転車等の利用目的については通勤と通学を合わせて95.2%でした。

また、32ページの5は駐輪場で重視する点としては、駅に近いという意見が

76%ありました。

37～39 ページは放置自転車対策の課題です。

駅に近い駐輪場用地の確保や多様化する自転車への対応などを課題としています。

40～46 ページは今後の方針や施策、取り組みを記載しております。40 ページにまとめておりますが、3つの方針と6つの施策を設定しています。

方針1は「多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります」とし、「駐輪場の確保」「料金の見直し」「利便性・サービスの向上」を施策としています。

方針2は「放置自転車対策の強化を図ります」とし、「放置実態に応じた対策の実施」、「放置自転車等の撤去などの効率化」を施策としています。

方針3は「啓発活動により理解やマナーの向上を図ります」とし、「放置防止に関する啓発活動」を施策としています。

49 ページは、計画の推進として評価と実行の手法をまとめています。

駅周辺の放置自転車等台数を評価基準としました。駅ごとに放置自転車等台数、民間駐輪場も含めた駐輪状況を把握していくとともに、各施策の取り組み状況についても定期的に確認しつつ、駅ごとの実情に応じた施策を検討・推進してまいります。

50～51 ページは委員名簿と策定経過です。

計画書の説明は以上となります。

続きましてパブリック・コメントの結果について報告いたします。

資料3になります。

令和7年12月15日から令和8年1月14日にかけてパブリック・コメントを実施し、9名の方から11件のご意見をいただきました。

意見1は、駅や商業施設に近い駐輪場の設置、利用料金、自転車レーンについての要望です。

駐輪場の確保につきましては、同様の意見が意見2～4でもいただいております。

なお、意見4につきましては、土地をお借りして運営していた駐輪場において、所有者からの申出によって土地を返還し駐輪場の一部を閉鎖した事例になります。近隣に新たな駐輪場も開設しましたが、以前より不便になったことへの要望になります。

駐輪場の確保につきましては、新たに駅に近い用地を確保することが難しい状況もございますが、計画書にも記載しているとおり、今後も駐輪需要や利用状況に応じて必要な駐輪台数の確保に努めていくとともに、市営駐輪場での月ぎめ利用・日ぎめ利用の配分の適正化についても検討してまいります。

利用料金につきましては、受益者負担の原則に基づき管理運営コストを基に決定しています。近隣の自治体との料金の幅としては大きな違いはない状況で

すが、市営駐輪場が適切に持続するため料金設定について今後も検討してまいります。

自転車専用レーンの整備につきましては、意見5でもご要望をいただいております。市では道路建設課が所管になり、船橋市自転車ネットワーク整備計画において優先整備路線を選定し整備を進めているところですので、ご意見については共有させていただきます。

意見6と意見7は、駅前のお店や施設への駐輪場の義務付けと駐輪場の整備に関するご意見です。

建築時における駐輪場の整備につきましては、条例等に基づいて対象となる施設においては駐輪場の設置協議をしておりますが、その拡充や補助金制度の導入などについてのご意見をいただきました。

意見8は放置自転車対策の効率化に関する要望になります。

自転車等の撤去・移送、保管場所の運営方法の見直しや警察との連携に関するご意見をいただきました。

意見9は放置対策での景観への配慮に関するご意見です。

こちらは民間施設の管理者が放置自転車対策として実施された事例ですが、今後の協議において考慮してまいります。

意見10は新たな政策への展開を期待するご意見です。

意見11は津田沼パルコ跡地への開発に関するご意見になります。こちらも関係部署に共有させていただきます。

ご意見につきましては、計画書において今後の課題や取り組みに示しておりますので、計画書の内容については資料2のとおりとしております。頂いたご意見は関係部署に供するとともに、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

最後に資料の4番です。

令和7年度のこれまでと今後のスケジュールになっております。

今回は1月の第3回の協議会です。本日いただいたご意見等を反映して3月までに策定の手続きを進めていくと考えておりますので、ご意見頂戴いただければと思っております。

説明は以上となります。

○小早川会長

ありがとうございました。

前回の会議で皆様からいただいた意見を反映させて修正し、その後パブコメをにかけていただいたところ 11 点の意見が寄せられたということでございました。

事務局からの説明では、パブコメに寄せられた意見の内容はこの計画案の中に反映されているという理解であると思うのと、駐輪問題を越えた部分に関しては関係部署と連携するということですが、何か皆様からご質問ご意見等ございますか。

では私から。

パブコメについては、意見をいただいたことに対して回答は出さないのですか。

○事務局（森内課長）

はい、計画策定時、最後にホームページに公表させていただきます。

○小早川会長

それに対して市はこういった考えであるとの回答も公開するのですか。

○事務局（森内課長）

今あるご意見の横に欄を設けまして、そこに「市の考え方」を記載します。

○小早川会長

意見を見ると、「駐輪場を作って欲しいとか、不足してる」っていう意見がありますが、この計画案では増やしていきますっていう方針にはなっているということですよ。

41 ページに需要に応じた駐輪場を確保します、確保を図りますって書いてあるので、これについては作らないって言うわけではなくて、作っていきますよってことは明記してあるということですよ。

○事務局（森内課長）

まさに、その 41 ページになりますが、駐輪需要が変わることもございますので、需要を踏まえて、駐輪場を確保するという方針と施策が出ており、やはり要望には駅に近い、もっと便利なところがいいというところも強いので、そのあたりをどう考えていくかですけど、第 1 回の協議会でご意見をいただいた階層化するとか、2 段式ラックの導入とか収容台数を上げることを進めていく必要があるのではないかとご意見をいただいておりますので、それを踏まえて施策に取り組んでいきたいと考えております。

○小早川会長

それから、もう一つ大きい意見は、附置義務を作れませんか。ビルを作る時にそれに合わせて駐輪場の義務化ができませんかという意見がありますけど、

これに関してはいかがですか。

○事務局（森内課長）

要件はいろいろありますが、一定規模以上の建築行為においては、開発協議の中で台数について最低の基準を設けており、設置することを協議しております。これについては、今後も放置の状況とかを踏まえて今の基準が適正なのか確認していきたいと考えております。

○小早川会長

現行計画でも、ビルの再開発に当たっては協議で駐輪場を作るように指導していますということです。

何か皆様からご質問ご意見等ございますか。

○高橋副会長

新しいビルの駐輪場の件ですが、放置自転車がすごいですね。

民地なので警察には介入してもらえないので、これの処理にすごく困っているというのが現状で、法律で違法駐輪の方を罰則と言うか、強制的に排除できるようなのがないとビル側としては非常に困惑してるのが現状です。

歩道ですと何月何日に撤去しますよって張り紙して撤去できますよね。

でも民地ですと、例えば駐車場では、自分の駐車場に他人が車止めているのに排除できないという、自分が自分の駐車場に車止めたいのに、有料駐車場に止めることが実際にあるので、自転車置き場もそういうことが起きないとも限らないので、やっぱり都市整備さんだけでは解決できない問題がいっぱいあるのかなと思いますので、警察の方のご協力、あと条例でうまく排除できないかな、というのが私の意見です。

○小早川会長

駐輪場を作る時は附置義務みたいな形とかですね。あと協議で駐輪場作ってくださいっていうのができるのだと思います。

でも民地に放置された時にどうするかって言うと、なかなかその部分はグレーゾーンで難しいですね。

私もどうしたらいいかっていう案はないのですが、いろいろなビルオーナーさんとも話し合いながら考えなければいけないところなのかもしれません。

何かそれに関してご意見とか発言がある方はいらっしゃいますか。

実際は難しいですね。

駐輪場がないビルなのですか。

○高橋副会長

いいえ、お客様用に例えば 20 台とか確保してると、違法駐輪でお客様が使えないのが現状です。違法駐輪やめてくださいという張り紙してもポールを置いて夜中行ってもいっぱい止まっています。

お客様がいるわけがないのですけれど、どっか飲みに行ってそのまま止めて、朝見てもいつ見ても、そのビルに来ている人じゃない人が勝手に止めていると思います。駅の近いビルがやられます。

○小早川会長

これも取り締まりは難しいのでしょうけど、啓蒙していくというか、違法駐輪しないように、ルール違反ですよというキャンペーン打っていくみたいなことしか、とりあえずはないのかなと思います。

そういうのが発生しているところがあれば、市の方とか自治体の方とかと連携してそういうキャンペーンを打つみたいなのは一つのやり方としてあるのかなと思います。

難しい問題でありますけど、そういうことも起きているということで一応認識をしていただいてということなるかなと思います。

他にはいかがでしょうか。

○吉川委員

道路部でございます。

書きぶりについて何点か気がついた点だけお話をさせていただければと思います。

まず、8 ページの表の 7 ですが、1,160 台の数字が出たんですが、こちらについては 49 ページの指標の方に出ているものですから、まあそういう数字がすぐ出たのかなと思ったんです。

この数字 1,160 台というのはこの表の中からなんか読み取れる、どっかに出ていました。

この表の中、私計算して足してみたんです。1,160 台になったので合計とか書いといてもいいのかなと思います。

○事務局（森内課長）

放置自転車の台数です。

ちなみに表の 6 のですが、船橋市全体の放置台数をオレンジ色で表示しております。

4,023 台から 1,160 台といった合計の数字が記載されておまして、この表がちっちゃいので、繋がりが見にくいのかと思います。

○吉川委員

それでしたら 1,160 台がその下の表に関連して繋がるように表現した方がよ

ろしいのではないかと思います。

それと、23 ページ、調査結果は自転車のみというところで、「駅別の自転車の駐輪台数について見てみると」という書き振りですけれど、これ人事のような感じがして、普通に「駐輪台数は」ということでもいいのかと思います。

○小早川会長

そうですね、「駅別の自転車の駐輪台数は」でも全然構わないですね。

○吉川委員

それと最後パブコメの意見1で「西船橋駅南口の第4駐輪場から先の歩道も整備していただき」とあります。北口は今歩道整備しているのですが、南口というふうな書きぶりですと、まっすぐに歩道が、幹線道路が整備されているところになり、場所が確定できなかつたのですが、どの辺を指しているのでしょうか。

○事務局（森内課長）

第4駐輪場は、地図がないと説明が難しいのですが、西船橋駅南口を降りて左側、船橋方面に歩いて、線路沿いの歩道部に駐輪場がございます。

第11駐輪場というのは、道路を挟んで反対側の通路部分のところにある駐輪場ですが、地図がないと伝わりづらいと思います。

（地図配布）

○吉川委員

そうすると、「西船橋駅南口の第4駐輪場から先の歩道も整備していただき」というのは、駐輪場として整備していただきということですかね。

○小早川会長

微妙な表現ですね。「駐輪場から先の歩道も整備していただき」といふのは、駐輪場整備のことを言っているのか、あるいは自転車レーンの整備なのかがちょっと微妙な表現ですね。

いずれにしてもちょっと第4駐輪場が駅から遠すぎますっていうのはおっしゃっているのかな。

○吉川委員

今、遠いという話の中で、区分がA～Eと11ページに出ていますけれども、これは金額を見ればEは駅の近くになるというのは読み取れますが、このA～Eの概ねの距離とかの指標を表すことは難しいのでしょうか。

○事務局（森内課長）

料金の区分けを決めている指標ですが、今回の計画には記載してないのですが、現行の計画には記載しております。

指標としては駅の規模、駅からの距離、屋根の有無、階層のフロア、あとは平置きなのか機械式なのかというような指標です。

指標を評価する評価点に置き換えて、この5区分の料金データに割り振っているということになります。ちなみに駅からの距離で変わる指標としては80メートルまで、240メートルまで、400メートルまで及び400メートル超えて評価を変えております。

○小早川会長

そうすると、このA～Eは単純に距離ではなく、色々な要素が複合的に入りA～Eになっているのですね。

○事務局（森内課長）

そのような評価になっております。

補足ですが、このことを11ページ書くと見づらくなるため、今回は記載しないこととしております。

○小早川会長

現行の計画には書いてありますか。

○事務局（森内課長）

現行の計画は、合わせて料金の改定を検討しておりましたので、考え方をかなり細かく記載しております。

○小早川会長

どうでしょうか。参考資料か何か入れますか。落ちちゃうと遡ってかないと分らないことになりますけど。

このA～Eをどうやって作ったのですかとなった時、一つ前の計画見てくださいというのはちょっとどうかとは思いますが。

○事務局（高橋部長）

考え方の整理をして、別個資料をつけるか何か考えます。

○小早川会長

はい。

他に何かございますか。

○吉川委員

東船橋駅の駐輪場は、半分返して返し過ぎだとか、色々パブコメで意見をもっていますが、無償ではなくて有償で借りているところという認識でよろしかったでしょうか。

○事務局（森内課長）

有償で個人の方からお借りしていた土地になります。

○吉川委員

このような誤解というか市が売ったのではないかと書かれていますが、公園は無償ですと、土地所有者のご厚意により、この公園は何年間借りていますと掲示をしていますが、こういった誤解を防ぐような何か手立てはないのでしょうか。

○事務局（森内課長）

正直考えたことがなかったので、今後そういう取り組みも考えていきたいと思えます。

○小早川会長

市が売ったのではないということは回答の中で書きますか。

○事務局（高橋部長）

お借りしていたという事実は書こうと思っています。先ほどの提案ですけれど、そういうことを書かれても嫌な地権者がいると思います。ここは書いてここは書かないというのもあるので、いろいろ検討はしていきます。

○小早川会長

はい。

他に何かございますか。

○高橋副会長

駐輪対策と関係ないかもしれませんが、今年の4月1日から自転車の法律がちょっと厳しくなり、罰則規定が適用されますが、自転車に乗っている方のマナーが非常に低下しているのは、車乗っていても思うのですけども、斜めや横からバーと来たりします。

あまりにもひどい自転車の方もいるし、さっき言った無断で人の家に自転車を止めるとか、マナーがひどすぎる方もいるので、「自転車の代わりに思いや

り」と書いたティッシュがありますけれど、こういうキャンペーンを並行して進めていただけるとありがたいなと思います。

結構皆さん罰則規定があると知らないが人ほとんどですよ。商店街でもそれを今度キャンペーンしようかなと思っているのですけれども、歩道によって自転車が走っていけないところがありますが、実際に地元の商店の人也不知道です。ちゃんとした看板で自転車を押して歩きましょうって書いてあるのは3個ありますよって言っても知らなかった。こんな大きな看板がある地元の商店の人でも知らなかったとことは、利用者はもっと知らないだろうと私は思いますので、その辺も駐輪場がないからここへ止めたんだみたいな、勝手な言い分、そういう人もいっぱいいると思います。

その辺もよろしくお願いします。

○小早川会長

キャンペーンとかも積極的にやっていただきたいとのことだと思いますが、いかがですか。

○事務局（森内課長）

市でも市民安全推進課で色々取組んでいますし、警察と連絡を取りながら、どのようなことが出来るか調整していきたいと思います。

○小早川会長

では46ページの方針3でも啓発活動とかマナーをやりますと言われていいますので、部署があるのでしたら連携してということになることと思います。

場合によっては警察とも連携という話になるのかなと思います。

今度は青キップになるというお話もありますので、警察からご発言とかご意見とかご質問でもいいですけどございますか。

○齋藤委員

こちらに関しましては市の関係部局と協力しながら、啓発に努めていきます。

○小早川会長

どれくらいの強度で取り締まるかというのは難しいと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、この計画案については何点か意見が出ましたので、その部分についてはご修正をいただいて、文言の修正とか若干その数字の出どころとかですね、後は料金の基準についてどうするかが出ましたので、これについては修正をしていただいて、それを踏まえて計画を策定、公表に向かうことになるのかなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

これでは次の議題で今後のスケジュールについて事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（森内課長）

来年度の予定についてご説明させていただきます。

来年度、市は駐輪場の料金について検討したいと考えておりました、それについてご意見を頂戴する場を設けたいと考えております。

来年度の夏から秋ぐらいにご意見をいただくための会議を開く予定でございます。2回目以降はこちらに秋から冬と書いてありますが、必要に応じて開催を検討してまいりたいと思います。来年度の予定については以上となります。

○小早川会長

はい、今年度は自転車総合計画の策定で皆さんにご協力いただきましたが、来年度は料金の見直しをするということで、この協議会を開かせていただきたいとの提案ですが、何か皆様の方からご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

来年度は2回ほどという予定になっており、料金についてご検討いただきたいということです。

それでは議題としては以上になりますが、何か全体を通してご意見ご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

なければ本日の議事については以上となります。

ご審議どうもありがとうございました。

皆様のご協力で議事進行についてはスムーズに行うことができましたので、感謝申し上げます。

また次回の協議会は来年度の夏から秋頃ということになっておりますので、事務局の皆様には準備をお願いしたいということと、今日もビルの話とか出ましたので、今後の放置自転車対策に生かしていただければと思っております。では、私の今日の議事進行は終わらせていただきますので、事務局にお返しいたします。

○事務局（司会）

ありがとうございました。

冒頭でもお伝えいたしましたが、本日の協議会は公開としておりますので、議事録は市のホームページで公開することになっております。

議事録がまとまり次第送付させていただきますので、委員の皆様におかれましては、ご発言の内容の確認をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和7年度第3回船橋市自転車等駐車対策協議会を閉会

させていただきます。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。